

第1回 世田谷区本庁舎等整備審議会 議事録

- 日時 平成20年11月13日(木) 19:00～21:10
- 場所 世田谷区役所第一庁舎 庁議室
- 出席者 在塚委員、照井委員、中林委員、牧委員、松島委員、井手委員(代理:行方委員)、高橋委員、宇田川委員、後藤委員、斎藤委員、額賀委員、倉本委員、大場委員、河原委員、杉田委員、上野委員、黒木委員、竹内委員、中村委員、柳田委員 (順不同)
- 次第
 - 1 会長選出
 - 2 副会長選出
 - 3 諮問
 - 4 審議
 - (1) 審議会の運営について
 - (2) 区政概要及び本庁舎等の現状とこれまでの取組みについて
 - (3) 審議会のスケジュールについて
 - (4) 次回の日程について
 - (5) その他

■議事経緯

【庁舎計画担当部長】 それでは、ただいまより、第1回世田谷区本庁舎等整備審議会を開催させていただきます。皆様には、大変お忙しい中をお集まりいただきましてまことにありがとうございます。世田谷区の庁舎計画担当部長の八谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本審議会は委員が20名で構成されております。委員の皆様の委嘱につきましては、委嘱状を皆様の机の上に置かせていただいておりますが、この後、熊本区長から改めて委嘱のあいさつをさせていただきます。

なお、審議会の成立には2分の1以上の委員の出席が必要と定められております。本日は全委員の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立ということでございます。

それでは、まず、熊本哲之世田谷区長より委員の皆様にごあいさつを申し上げます。

【熊本区長】 皆さん、こんばんは。今日は夜分お疲れのところ、全員ご出席していただいているという報告でございます。また、大変失礼とは存じましたが、皆様方の机上に委嘱状を置かせていただいております。このたびの世田谷区本庁舎等整備審議会の委員を引き受けていただきましたことに大変感謝し、心からお礼を申し上げます。よろしくお願いいたします。

ところで、世田谷区の庁舎問題は諸般の事情もあったことではあるけれども、先送りされているような感がいたしておりました。私が区長に就任いたしまして、この問題の重要性をかんがみまして、平成16年から4年間、調査、検討を進めさせていただきました。その結果、いろいろな問題がここで浮上してきたわけでございます。本庁舎にかかわります災害時の拠点機能や、そして区民サービスへの面、また環境などへの問題、いろいろなことが調査の結果出てまいりました。こうした状況にある世田谷区の庁舎の問題を、区民の皆様にご理解いただき、また認識していただくために、本年5月から全出張所管内の方々への報告会を開催させていただきますとともに、6月から意識調査もさせていただいたところでございます。とにもかくにも、区民の方々の庁舎でございますから、区民の方々のご意見等を尊重して、それに取り組んでいきたいと思っております。

今後、この審議会におきまして、いろいろな面で皆様方にご審議をいただき、そしてご答申をいただくわけですが、私は、今年になっての5月、6月のそれぞれの取組みの結果としまして、庁舎の全面解決に向けては、私は改築という方向で取り組んでいくことを決意いたしているところでございますが、皆様方にはどうかいろいろな角度からご審議をいただきまして、そしてその結果をご答申賜りますよう、よろしくお願いいたします。これからそのための審議会がたび重なることだと思います。お忙しい皆様方には大変ご迷惑とは存じますけれども、これからの世田谷区政のために、より一層のお力添えをくださいますようお願いを申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。(拍手)

【庁舎計画担当部長】 それでは、ここで事務局から委員の皆様と区説明員、及び事務局職員等を紹介させていただきます。

(「委員等紹介」)

【庁舎計画担当部長】 それでは、審議会次第の1でございますが、会長及び副会長の選出に移らせていただきます。お手元の資料1-3の世田谷区本庁舎等整備審議会条例施行規則をごらんいただきたいと思います。

第3条ですが、会長及び副会長に関する規定がございます。会長及び副会長につきましては、委員の互選によることとなっております。どなたかご推薦の方がいらっしゃいますでしょうか。

委員の皆様のほとんどの方が本日初顔合わせと思いますので、よろしければ事務局から会長と副会長の推薦をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【庁舎計画担当部長】 ありがとうございます。

それでは、事務局といたしましては、公共建築に詳しい照井委員に会長をお引き受け願いたいと考えております。また、副会長には産業振興や地域活性化などにお詳しい松島委員にお引き受けいただければと考えております。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり・拍手)

【庁舎計画担当部長】 ご同意の拍手をいただきました。ありがとうございます。

それでは、ご同意いただきましたので、会長は照井委員に、副会長は松島委員にお願いいたしたいと思います。大変恐れ入りますが、会長席、副会長席のほうにお移りをいただけますでしょうか。

それでは、ここで会長、副会長よりごあいさつをお願いいたします。

【会長】 ただいま世田谷区本庁舎等整備審議会の会長を仰せつかりました照井でございます。先ほどご紹介がございましたように、現在、私は社団法人公共建築協会というところに所属しております。

私といたしましては、このような重責を担う経験は初めてと行っていいと思いますが、何とか副会長の松島様と一緒に、この審議会を精いっぱい対応させていただきたいと思っております。そして結果として実りある、そして充実した審議会になるように心から祈念いたしまして、私のあいさつにさせていただきます。よろしく願いいたします。(拍手)

【委員】 ただいま副会長に仰せつかりました、東京理科大学の松島でございます。

実は、私は墨田区民なのでございますが、世田谷区とは大変ご縁がございまして、この庁舎には約20年以上前からいろいろ仕事の関係でお邪魔をしております。昨今では、中小企業振興計画の審議を、実はこの部屋でさせていただいたこともございまして、何となくこの部屋には愛着があるのですが、いかんせん随分時間がたっているなという感じもいたします。

会長を補佐しまして、皆様のご意見をまとめて、これからのいい将来の計画ができるよ

うに力を尽くしてまいりたいと思います。ひとつよろしくお願い申し上げます。(拍手)

【庁舎計画担当部長】 ありがとうございます。

それでは、熊本区長から本審議会に対しまして庁舎整備に関する諮問をさせていただきたいと思いますが、これから委員の皆様には写しを配付させていただきますので、少々お待ちいただきたいと思います。

それでは区長、お願いいたします。

【熊本区長】 世田谷区本庁舎等整備審議会様

世田谷区長 熊本哲之

世田谷区本庁舎等整備審議会条例平成20年9月条例第52号第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記1、諮問事項

世田谷区役所本庁舎等の整備に関する基本的事項について

以上でございます。(拍手)

【庁舎計画担当部長】 区長は、この後、公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【熊本区長】 では、皆さん、よろしくお願いいたします。

【庁舎計画担当部長】 それでは、今後の議事につきまして、会長、よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、ただいま諮問いただきました。この諮問の趣旨に沿って審議会に取り組んでまいりたいと思います。

それでは、本日の審議会次第に沿って進めてまいりたいと思いますが、終了時間についてはおおむね8時30分をめどにしたいと思っておりますので、進行のほどご協力をお願いいたします。

それでは、区長からご諮問をいただきましたので、審議に入りたいと思いますが、審議の方法について幾つか確認したい点がございます。事務局から議事次第の審議1、審議会の運営について説明をお願いいたします。

【庁舎計画担当課長】 それでは、お手元の資料に基づきまして、お時間の関係もございますので、ポイントのみ簡単にご説明申し上げます。

まず、右上に資料1-4と書かれている資料をごらんいただけますでしょうか。審議会の運営に関する要綱でございます。これには、委員の報酬、代理、会議や議事録の公開に

ついて規定をしています。

第4条の委員の代理につきましては、警察、消防の方は行政機関として出席していただきますので代理出席が認められますが、ほかの委員の方につきましては、代理はできませんのでよろしくお願いします。

それから、会議や会議録につきましては、原則として公開とさせていただいております。

次に、会議録の公開に関する取り扱いでございます。資料の1-5をごらんください。各回の審議会終了後に議事の経過等を記載した議事録を作成いたします。議事録の記載内容は2に書かれているとおりでございます。議事録素案の作成後、当該会議の出席委員に対しまして、郵送などで内容の確認をしていただきます。加除訂正をして返信をしていただき、次回の審議会では会長と会長の指名する1名の方が署名していただいて、議事録を確定いたします。なお、この際、期限までに返信のない場合は、確認されたものとさせていただきますので、よろしくお願いします。

確定いたしました議事録につきましては、区政情報センター、区政情報コーナー、及び区のホームページで公開いたします。

なお、議事録は個々の発言については、発言者の氏名を記載せず、審議会における委員等の肩書のみを記載いたします。区の職員につきましては職名を記載いたします。

続きまして、資料1-6、傍聴に関する要領でございます。当審議会は基本的には傍聴を認めていますが、第4条に書かれています、傍聴の遵守事項に違反した場合には、会長が退場を命じることができるものと規定してございます。

以上が運営方法についての規定でございます。

【会長】 ただいまご説明がございましたが、以上につきまして何かご質問、ご意見が
おありでございませうか。

ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】 運営要綱の資料1-4の質問をよろしいでしょうか。この中の2条の「前号に掲げるもののほか、区長が委嘱を取り消す必要があると認めたとき」というのは、この「区長が委嘱を取り消す必要があると認めたとき」という、この文言というものは、どういうことを指しているのか、具体的にご説明いただければと思います。

【会長】 どうぞ。

【庁舎計画担当部長】 事務局のほうでお答えさせていただきます。

一般的に法律に違反をすとか、あるいは公序良俗に反するような、道徳に反する、そういう、要するにごく一般的なことの意味でございまして、そういうご理解をいただければと思います。

【会長】 ほかにはございませんでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。

それでは、事務局から審議（２）世田谷区政の概要、世田谷区の庁舎の現状とこれまでの取り組みなどについてご説明を願います。

【庁舎計画担当課長】 それでは、スライドを用いましてご説明させていただきます。

お手元にも資料１－７といたしまして、同様の資料がございますので、あわせてごらんいただければと思います。

それでは、最初に簡単に世田谷区の概要をご紹介します。世田谷区の人口と面積の概要でございます。平成２０年１１月１日現在の住民基本台帳上の数字でございますが、人口は約８３万人、世帯数約４３万世帯で、人口、世帯数ともに２３区第１位となっております。面積につきましては、約５８平方キロメートルで、大田区に次いで第２位で、良好な住宅地、豊かな文化都市としての性格を有しております。

２３区レベルでの昭和２２年と平成１７年の人口比較でございます。都心区の千代田区や中央区につきましては、人口が減少していますが、世田谷区につきましては、倍以上に増加しております。

次に、全国レベルで見ると、全国１，７８２の自治体の中で上から１４番目、堺市、浜松市、新潟市、静岡市といった政令指定都市よりも人口が多くなっています。世田谷区が８６万人となっているのは、先ほど説明した住民基本台帳ベースではなくて、国勢調査の数に人口動態推計を加味したものです。

次に、世田谷区の人口、世帯数の推移でございます。世田谷区が誕生したのは、昭和７年でございますけれども、当時の正確な資料が残っておりませんので、昭和８年の人口と世帯数をここに記載してございます。当時の人口は約１６万人でしたが、このように年々増加を続けています。第１庁舎が建てられましたのは昭和３５年でございます、現在までに２０万人以上増加しております。

このグラフは、住民基本台帳上の今後の人口の推計ですが、これからもしばらくの間は増加し続けると見込まれて、平成４７年に人口のピークを迎えて、約８７万人になると予測されています。同様に、世帯数も増加を続けて、平成４７年には、４３万２，４９０世帯

になると予測されています。

区役所で扱う事務につきまして、国や都から移管された経緯をまとめたものでございます。先ほど説明しましたように、第一庁舎が建設されました昭和35年当時は、人口が今よりも20万人以上少なかっただけでなく、区役所が扱う事務も限られていました。そのために、ここの第一庁舎の設計コンセプトも1階と2階だけで区民向けのすべての窓口事務が行えるものであったと聞いています。ところが、建設翌年の昭和36年に保育園の移管、39年に福祉事務所の移管があり、区の事務が大幅に増えましたことから、昭和44年に第二庁舎を建設いたしました。しかし、その後も昭和49年には、保健所や建設規制に関する事務が移管されるなどの事務移管が次々とあり、平成4年に第三庁舎を建設しました。最近では、平成10年の地方自治法改正により、一般廃棄物の収集・運搬、処理事務や公営住宅の設置・管理事務などが移管されました。今後も地方分権の進展によりまして、区民に身近な事務が増えてくる傾向にございます。

これが世田谷区の公共交通機関の地図です。ご案内のように、世田谷区の特徴としまして、東西を走る電車——これは青い線ですけれども——がありますが、南北交通に関しては環七や環八といった幹線道路に頼るという現状がございます。世田谷区役所の位置は区内3つの主要路線を結ぶ世田谷線の駅から5分程度の位置にございまして、区内全域から均等にアクセスができると言われています。

区の将来目標とこれまでの取り組みですが、区は問題が起こってから対応するという従来の対症療法型から問題を未然に防ぐ予防型行政へ転換しまして、ここに記載されていますようなさまざまな取り組みを行っております。時間の関係上、庁舎問題にかかわりのあると思われることを2点紹介いたします。

今まで区民の方からも、庁舎問題よりも学校の耐震化や一般住宅の耐震化のほうが先ではないかというご意見を多数いただいております。区では、一般住宅への耐震化に重点的に取り組むために、世田谷区耐震改修促進計画を策定しまして、平成27年度までに住宅の耐震化率を95%とする目標を掲げ、早期の耐震化を促進しています。本年度からは木造住宅の耐震診断、耐震改修助成に加え、非木造の共同住宅の耐震診断から耐震改修助成と制度を拡充させて取り組んでいます。字が小さいのでわかりにくいと思いますが、現在、区が実施しています耐震診断、助成関係の事業一覧でございます。

一方で、避難所となります小・中学校の耐震化促進についての取り組みですが、区立小・中学校は平成18年度までに改築が決定している学校以外のすべての学校の耐震診断を終

了しました。耐震診断の結果、十分な耐震性能が確保されていないとされた校舎や体育館につきましても、順次耐震補強工事を実施し、平成21年度末までに全校の耐震化の達成に向けて進めています。

以上が世田谷区政の概要でございます。

それでは庁舎問題について、調査研究の結果、明らかにされた問題点についてご説明いたします。

これが昭和35年に建設され、48年を経過した区役所第一庁舎です。ここが阪神・淡路大震災を契機に実施した耐震補強工事をした部分です。このような窓枠にブレースを入れた耐震補強は、庁舎の4面すべてに行っています。また、第二庁舎も同様の耐震補強をしています。ここは昔、区議会の議場があったところと聞いています。私たちのいるこの庁議室も同じ階でございます。あと、ここの部分のピロティの柱につきましても、以前はかなり細かったのですが、耐震補強工事によって相当太くしてあります。そのほかにも地下の機械室の柱や区民会館のロビーの柱も同様の工事を実施しています。

世田谷区は区民会館と第一庁舎、第二庁舎がいずれも昭和30年代から40年代に建てられ、建築後、約40年から50年が経過し、北区と並んで23区中一番古く、機能面の老朽化など、さまざまな問題が生じています。

そこで、区では平成16年度から4年間、区役所庁舎について調査研究を行ってまいりました。これが各年度での調査項目です。本日はその中で指摘された課題や問題点を含めて、庁舎の現状を報告させていただきます。現在指摘されている課題や問題点は、老朽化のほか、災害対策拠点としての課題、区民サービス面での問題点、環境に関する課題などが主なものです。

それでは、まず、庁舎の老朽化の状況から説明します。今から3年前の2005年11月に実施しました外壁調査では、コンクリートの爆裂が第一庁舎で917カ所、第二庁舎で763カ所、区民会館で585カ所見つかりました。これがそのときに撮影した第一庁舎です。これが第二庁舎です。これが区民会館です。当時は、壁がはがれて落ちてきて、歩行者に当たる危険性のある状態でしたので、すべて補修してありますが、今後も定期的な点検と補修を続けなければならない状況です。

次に、建物内部のクラックの状況でございます。これが第一庁舎の天井クラック。これが床のクラックです。このようなクラックはすべての階の随所に見られます。

次が、床のレベル差ですが、これについては第二庁舎が一番レベル差が生じています。

これは第二庁舎の3階の平面図ですが、ここを基準点としまして計測しましたところ、全体に37ミリから48ミリの床のたわみが見られます。黄色の丸が1センチ未満のレベル差、緑色の丸が1センチから2センチ、青い丸が2センチ以上のレベル差です。特に、基準点からわずか数メートルのこの地点が一番顕著に床の下がりが見られます。

第二庁舎は特に、3階と5階でこのようなレベル差が多く見られます。

この写真が、床のレベル差によってキャビネットがゆがんでしまっている状況です。これが、ロッカーを水平にするために段ボールをかませている状態です。このような状況ですと、キャビネットのドアがゆがんで開きにくくなってしまったり、机の引き出しが自然に開いたり、仕事をしていて常に一方向にイスが動いてしまうというような現象が発生しています。

以上が老朽化の状況です。

次に、災害対策拠点としての課題についてです。近い将来、確実に起きると言われています首都直下型地震につきまして、国の中央防災会議が公表した被害想定額は、冬の夕方6時の風速15メートルの場合、建物の被害や経済被害を合わせて112兆円と言われています。世田谷区の具体的な状況といたしましては、5軒に1軒で停電、4軒に1軒で断水、建物の倒壊が4,000棟、火災による全焼は3万棟を超え、死傷者は8,000人に迫るといったような深刻な被害が想定されています。

区役所の本庁舎は大規模な地震災害などが発生したときに、災害対策本部が設置され、区民の生命を守る司令塔としての役割を担います。区役所全体が災害対策本部となりまして、区内全域の被害状況の把握、各総合支所に設置される災害対策地域本部や出張所ごとの拠点隊との連携、国や東京都、警察、消防、自衛隊等との連絡などの重要な役割を担います。また、本庁舎は救援物資の広域輸送拠点、地域内輸送拠点として位置づけられていて、東京都や全国からの救援物資が区役所に集められて、区役所から各避難所に輸送されることになっています。したがって、区役所の本庁舎は一般の官庁施設と比べても高い耐震性能が要求されています。

しかしながら、災害対策拠点としては耐震性能が不十分であるということが指摘されています。第一庁舎、第二庁舎、区民会館は、緊急的な応急処置として平成12年度から15年度の間耐震補強工事を実施していますので、阪神・淡路大震災規模の地震が発生しても、ただちに倒壊、崩壊する危険性は少ないレベルにありますIS値0.6は確保していますが、この図のように、中破もしくは大破の可能性が高いと思われます。したがって、

区役所庁舎や災害応急対策活動に必要な施設のうち、特に重要な施設としてのI S値0.9が確保できておりません。もし阪神・淡路大震災規模の地震が起きた場合、区役所の庁舎は、ただちに倒壊はしないものの、災害対策本部として使用できないということが予測されます。

後ほど区民サービス面で詳しく説明いたしますが、庁舎が大変狭隘化しているために、災害対策に必要なスペースがほとんど確保できない状況です。災害発生時には救援物資の受け入れ、一次保存、仕分け、搬出できるスペースや庁舎内の各部に設置される災害対策各部が活動できるスペース、また職員やボランティアが仮眠できるスペースなどが必要となりますが、現状ではこのようなスペースが確保できていません。

災害が発生した場合、区内の災害対策拠点や東京都、警察、消防などとの連絡など、各種情報通信機器やコンピューターが稼働することが必要であることから、非常用電源の確保や情報通信が途絶えないような対策が必要です。例えば、電気、水道、通信設備などのライフラインの多重化や、電気の供給が停止された場合でも必要な機能が継続できるよう、最低3日分の非常用電源の燃料の確保が必要となります。しかしながら、現庁舎はOA機器の普及に対応した建物となっていないために、各配線が床を這っていたり、このように通信機器も廊下に置かれているような状況であるだけでなく、非常用燃料が3,300リットルしかありません。これは第一庁舎のごく一部に電力が供給できる程度です。例えば、平成8年に建設された足立区庁舎の非常用電源燃料の備蓄量は5万リットル確保されています。

次に、区民サービス面の問題点について報告させていただきます。これからの庁舎には、すべての人に優しく、わかりやすく、親しみやすい窓口、ユニバーサルデザインに配慮されていることなどが必要とされています。また、これからの行政は区役所だけでなく、区民の方やNPOや事業者などと協働して行うことが求められています。そのために、区役所の庁舎も区民が気軽に立ち寄ることができて、自然な交流や多様な情報の共有ができるような空間が必要とされています。例えば地域活動団体の交流や情報発信の場や、区民の芸術や文化活動の発信のできるスペースやイベントスペースなどが挙げられます。しかし、当区では狭隘化によりまして、このような協働の場が確保できないだけでなく、窓口に限らず、区民サービスの面で、例えば相談者のプライバシーが確保できない、庁舎が分散化していてわかりにくい、バリアフリーになっていない、駐車場に車を入れるのに長時間待たされるなどのさまざまな問題が指摘されています。

区では行財政改革などの内部努力によりまして、10年で1,000人を超える正規職員の削減を行ってまいりましたが、冒頭に説明しましたように、事務量の増大に伴いまして、建設時の昭和35年に1,100人だった職員も、平成20年には正規職員で5,100人になっています。23区のほかの自治体でも同じような状況ですので、多くの区がこのような状況にあわせて既に建てかえを終わっています。例えば、廊下やロビーなどの、区役所として必要な面積を職員1人当たりで割った面積ですが、新しい順から、千代田区では34.7平米、足立区では45.5平米などに対して、世田谷区では14.5平米と半分以下になっております。

このような状況に加えまして、本庁職場につきまして、第一庁舎、第二庁舎、第三庁舎、プレハブと分庁舎、城山分庁舎、都税事務所との合同庁舎、三軒茶屋の分庁舎と分散化している状況です。このほかにも本庁内では文書庫が足りないのので、離れたところに文書庫を設置しています。そのため、庁舎内が迷路のようで、区民の方に大変わかりづらく、多大なご迷惑をかけている上、業務上も時間的・経済的ロスを生じる状況となっています。

また、庁舎の狭隘化によりまして、窓口スペース、待合スペースなどが十分に確保されていません。場所によりましては、写真のように、廊下に窓口をつくらざるを得ないような状況があります。また、窓口のスペースが不足していることから、窓口の相談内容がほかの区民に聞こえてしまうなど、プライバシーの確保ができないために、写真のように廊下に相談コーナーを設けるなどの工夫をしていますが、そこまで区民の方に移動していただくかなければならないなどのご迷惑をかけている状況です。

続きまして、バリアフリーの状況です。このように庁舎の入り口に段差があったり、夜間の受付が車いす利用者が利用しにくい状況があります。また、トイレが階段の途中に設置されていたり、バリアフリーへの対応が十分でない箇所がたくさんあります。区としても階段昇降機を設置したり、スロープをつけたりして、できる限りのバリアフリー対応をしていますが、道路との距離が短くてスロープ設置ができなかったり、バリアフリー化に多大な費用がかかるなどの理由から、十分な対応ができていません。

来庁者用駐車場が不足していて、路上で長時間待機しなければならない場合が多く、その待機車両が歩行者や通行車両の妨げになっている状況が慢性化しています。

最後に、環境面について簡単にご紹介しておきます。現在の庁舎は、建設当初、暖房はあったようですが、冷房は後から設置しましたので、省エネルギー効果の高い設備が導入されていません。したがって、温度調節がうまくいかず、庁舎内の場所によって冬に

防寒着を着て仕事をしているところと、上着を脱いで汗をかいているところがあり、区民の方にも暑い、寒いという不快な思いをさせてしまっている状況がございます。

以上、世田谷区の庁舎の現状について報告をさせていただきました。区では、区民の生命と財産を守ることを区政の最優先課題として位置づけまして、安全・安心のまちづくりを基本に取り組んでおりまして、庁舎問題につきましても重要課題として検討に取り組んでいるところです。ただいまご説明しました4カ年の調査研究の結果や、区民報告会、意識調査の結果、区議会等のご意見を総合的に判断しまして、今回、区役所本庁舎を改築の方向で検討することとし、審議会に諮問させていただきました。区が改築の方向で検討に取り組むとした経過、報告会、意識調査の結果につきましては、お手元の9月6日号の「区のおしらせ」特集号で区民の皆様にお知らせしたところでございます。

なお、ここでいう「改築」という言葉の意味でございますが、現庁舎を改修して使うということに対しまして、新しい庁舎を建てるという意味で改築という言葉を使用しています。したがって、現庁舎を建て直す場合に限らず、ほかの場所に新築する場合も含めまして改築と言っていますので、よろしくお願いします。

区は、審議会でのご議論をいただきまして、答申をいただいた段階で、改めて区民や区議会の動向等を踏まえまして、庁舎問題について判断してまいる予定でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

続きまして、庁舎問題についての区議会の動向について、一緒にご説明したいと思います。資料1－8をごらんください。

この表は今年の6月の第2回区議会定例会以降の庁舎問題に関する、区議会各会派別の質問と、それに対する区の答弁の要旨を参考資料としてまとめたものでございます。一番左に会派名、次に本審議会を設置することの条例案に賛成したか反対したかを記載してございます。区議会議員52名のうち、日本共産党の5名と無党派市民の1人の計6名が反対されました。

続いて質問、意見等の要旨と、それに対する区の見解の要旨を記載しています。時期は6月の第2回定例会と9月の第3回定例会、10月の決算特別委員会別になっています。定例会は会派を代表しての質問であります代表質問と、一般質問の別、決算特別委員会は全領域にかかわる総括質問と、領域別の企画総務委員会の別を記載してあります。それぞれの会派別の要旨につきましては、ご参考にご覧いただきたいと思っております。なお、全文をごらんになりたい方は、世田谷区議会のホームページや、区の資料コーナーなどでご覧に

なれますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

【会長】 ただいま区のほうからご説明がございましたが、ご質問、ご意見がありますでしょうか。

【委員】 確認をさせていただきたいのですけれども、一番最初の条例の中で、第2条というのがございますけれども「本庁舎等の問題点に関すること」というのは、「本庁舎等」というのは、どこまで入るかということなのですが、今のご説明をいただいた中で、第一庁舎、第二庁舎、あるいは区民会館、非常に老朽化していると。第三庁舎は入るのか、入らないのかという問題と、それから、先ほどのこちらのほうには世田谷区庁舎問題報告会と。これは各支所がございますけれども、支所のほうも入るのか入らないのか、その辺について確認をしたいと思っておりますけれども。どこまでがこの審議会の範囲なのかということなんですけれども。

【会長】 では、事務局、お願いします。

【庁舎計画担当部長】 まず、条例の中のことでございますけれども、今、想定しておりますのは、第一庁舎、第二庁舎、それに「等」というのは区民会館を指すものでございます。第三庁舎については、今のところ考えていないところでございます。ただ、どうなるかは、この後、審議会等の中で、あるいは区民の皆さんのご意見とか、その中でどのようになるかちょっとわかりませんが、今の段階で事務局レベルではそういう考えをしております。

それから、各総合支所がございますけれども、今回につきましては本庁舎ということで限らせていただいておりますので、今回の支所のほうの施設、庁舎につきましては、入っていないと、こういうことでございます。

【委員】 わかりました。

【会長】 よろしゅうございますか。

ほかにご意見ございますでしょうか。

【委員】 今、ちょうど条例の話が出ましたので、この条例の第5条の守秘義務ですけれども、これは条例が通っているので何とも言えないのですが「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」という、この「秘密」というのは何を指しているんですか。先ほどからちょっと細かいことで申しわけないのですけれども、非常に悩ましいことが書いてあるので。

【会長】 どうぞ。

【庁舎計画担当課長】 これは、例えば、審議を進める中で、仮に個人情報のことが出た場合に、それを外に漏らさないでほしいということで、会議自体は基本的に公開ですので、そのことではなくて、個人情報のことが出た場合には言わないでいただきたいということです。

【委員】 個人情報ということですね。それは、会議の中で「この情報に関しては」という、何か、委員のほうから出るんですか。「この情報に関しては守秘義務を守っていただきたい」とか。

【庁舎計画担当課長】 そのときは会長と相談の上、提案させていただきますけれども、まず想定は今のところされていません。

【庁舎計画担当部長】 具体的には、例えばのお話ですけれども、候補地の話になったときに、だれだれさんの家の土地が、委員さんの中で、あそこは土地があるよとか、そういう話を載せるということは、やはり個人の区民の皆さんのお話で特定されますので、こういうことは、もし委員さんのご発言の中で出てきた場合は、それは個人情報ですので皆さんも漏らさないでいただきたいということと、私どもとしてもその部分については、情報公開するときも、そこは消させていただきます。こういうことになります。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 会長、よろしゅうございますか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 1点目は、今、事務局からご説明していただいた審議会の範囲ということで、第三庁舎については対象外であるというお話をいただきました。ただし、審議会の意向によっては、それも入る可能性もあるだろうということではありますが、審議会としては、そういう答申をするわけですから、こういう意見がありましたとかいうことで出すわけですから、そういった場合の意見具申することは可能だと。しかし、それは審議会の意見は尊重されなければならないだろうと思うのですが、審議会で議論したことが何ら無視されちゃってね、何もならなかったという形になったら意味がないと思うのですが、その辺の権限、審議会のありようと権限についてはどの程度、重きを置いていらっしゃるのか。それが第1点ですね。

私は、先ほど諮問していただきましたが、この改築問題が主眼でありますけれども、世田谷区の総合行政の中での庁舎改築という問題で議論を進めていってほしいというふうに、

ぜひお願い申し上げたいと思います。というのは、今の事務局から日本設計さんの診断をいただきました。これは庁舎の耐用年数とかその他の問題での欠陥、それは私も十分わかりますが、それが今、なすべきなのであるかどうかという問題についても、委員先生と皆さんと議論して、より区民に負担のかからないような形で進めていただければありがたい。

以上で終わります。

【会長】 どうぞ。

【庁舎計画担当部長】 まず、事務局のほうから。

今回は、条例でも見ていただいていますけれども、要するに区長の附属機関としての位置づけでございます。したがって、区長はこの答申だけではなくて、やはり区民を代表される議員さんの意見、それから区民の皆様の生のお声もお聞きする、こういうスタンスで、区長は最初のところでもお話がありましたけれども、そういうことで、審議会のご意見もちろん尊重をさせていただく。その意味では審議会ぜひ皆様に活発なご意見をいただきたいというのはそういうことで受けとめられていらっしゃると思います。

それから、総合行政の中で議論をしていただきたいということでございますが、具体的にまた、本日だけではなくて、この後、ご審議をいただく中で、それぞれ、これから具体的な個別にいろいろご意見をいただける機会がございますと思いますので、その中でまたお話をさせていただければと思います。

【会長】 よろしゅうございましょうか。

ほかには。

【委員】 今、委員が2つ目におっしゃったことと関係すると思います。それから、先ほどのお答えへの確認なんですけれども、総合支所は、この「本庁舎等」という中には入っていないけれども、本庁舎等の整備にかかわる基本的事項という、本庁舎について考える場合に総合支所のことも検討の対象であるというふうにはとらえてよろしいわけですね。

【会長】 どうですか。

【庁舎計画担当部長】 まず、建物としての本庁舎というのは、私どものところでは、この後、出てきますが、8カ所ぐらい、今、本庁舎の機能を持っている建物がございます。その中には総合支所は入ってございません。

【委員】 ですから、総合支所の建物を検討しないけれども、総合支所のあり方と一緒に考えるということはよろしいんですか。

【庁舎計画担当部長】 多分、総合行政の中でという、委員のご発言はそういうことを

含んでいらっしゃるのだらうと思いますので、その辺は多分、ご議論があろうかと思ますので、それはそのときにお話をしていただければ。そういう機会にお話しいただければと思います。

【会長】 どうぞ。

【委員】 2点あるんですけども、1点は、私たちの委員の責務にかかわることなんですけれども、資料1-2の審議会条例の第5条に守秘義務というのがあるんですが、この守秘義務というのは、基本的には議事録に載る議論については守秘義務の範囲外である。つまり、ここでの議論というのは、議事録でもって公開されるわけですし、また、傍聴者がいれば、すべて聞くわけですから、それは守秘義務の範囲外であるということでしょう。

【庁舎計画担当課長】 先ほどご説明しましたようにそのとおりでございまして、もし守秘義務に該当するような項目が出てきたときには、その旨、明確にさせていただきたいと思ます。

【委員】 その場合には議事録から外すというような……。

そういう場合には傍聴者に退席してもらおうとか、あるいは議事録からその部分は外すというようなことを含めて措置をするということですね。

【庁舎計画担当課長】 そうです。

【委員】 わかりました。

それから、2点目は、諮問事項の表題に「基本的事項について」とあるんですけども、今、何人かの委員の方で、結局どの範囲で議論をするんですかというのは、基本的事項というのが、例えばこういう項目について意見をいただきたいと、審議していただきたいということなく、最終的にいろいろな意見をまとめて幾つかの基本的事項が答申されましたということになるんでしょうか。それとも、次回以降、幾つかの基本的事項として、今回はこのことについて審議願いたいという形で出てくるものなんでしょうか。これからの次の議題がスケジュールとなっているんですけども、その進め方を含めて少しご説明いただいていたほうが、どのタイミングでどういう発言をしたらいいのかというのをちょっとつかみかねているんですけども。ご説明いただければと思ます。

【会長】 いかがでしょうか。事務局のほうから。

【庁舎計画担当課長】 それでは、ただいまお話がありましたので、スケジュールのほうのご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、資料の1-9をごらんいただきたいと思いますが、大変スケジュールが厳しくて、委員の皆様には申しわけないのですが、来年の8月に答申をいただきたいと思っています。それで、月1回ぐらいのペースで10回ぐらいの審議会の開催をお願いしたいと思っていますところですが、各回で何についてやるかというのは、あらかじめ決めさせていただいて、その前の審議会のときには大体方向性を出したいと思いますが、現在、先ほどご説明しました、例えば防災面とか区民サービス面で指摘されている問題点について、次回、ご議論いただきたいと思っています。

それで、一番大きな基本的事項といたしましては、来年の3月ぐらいまでに、すなわち平成20年度までに、まず区は改築の方向で考えていますので、まず、その改築の是非のご確認をしていただきたいと考えております。

以上です。

【会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい、何となくわかりましたけれども、いろいろな側面からの議論があり得ると思うんですね。今日、私が伺った話とか、ここにある資料を伺って、やはり一番端的に思ったのは、例えば、私、防災とかもやっているわけですけれども、防災まちづくりで東京で一番危険であって、地域危険度で評価された町へ行って、「この町はこんなにだめなんだから、皆さん何とかしましょう」と言うと、絶対動かないんですね。「非常に問題があるけれども、こんないいところもあって、こういういいところをいかに継承して、より安全な町にするか、よりよい町にするか」ということで初めて地域としての合意ができてくると思うんですね。

この本庁舎が、私、ほんのしばらくだけ区民であった時期があるんですけれども、多分、区役所というのはこれだと思いで育った方がたくさんいると思うんですね。そういう人たちにとって、例えば改築ということでこれを壊して建てかえるということがどういう意味を持っているのかというのは、今日の話とか、報告書は、とにかくあなたの頭にある区役所の建物のイメージとか、特に建物ですけれども、今やこんなに使い物にならないものだと言われるのってというのは、何かちょっとつらい。例えば、私が生まれ育って使ってきた小学校の校舎が、「今や耐震性で考えたらこんなに悪いんだから、即つぶして建てかえるしかないんだ」とだけ言われてしまうと、何かすごく寂しい気がするんですね。

そういうときに、結局、じゃあ、建てかえなければいけないから建てかえるけれども、どういうものを継承して、次の新しい学校として卒業生の文化を継承するか、伝統を継承

するか、そういうことを一生懸命考えなければいけないというふうに私は思うんですね。まちづくりもそうだし、それから、こういう公共施設というのはなおさら、一つの世田谷のシンボルですから、そういう意味では、一度ぜひ、この建物あるいは区民会館を含めて、何を評価するのか、あるいは、もし継承するとしたらどういうことが継承できるのかというような観点から区民の皆様を含めて議論をしていくことというのがすごく大事なような気がしています。そういうことをやって初めて、新しくつくられることになるとしても、その新しいものに皆さんが愛着を持っていけるんじゃないかなと思うんですね。おそらくそういうような観点というのを大事にしていくことが、環境にも優しいとか、いろいろなことに多分つながっていく設計のコンセプトにもなるんじゃないかなと、何となく私は思っているものですから、ぜひそういう議論をする場も一度設定していただければと思います。

これは個人的な要望です。

【会長】 どうぞ。

【委員】 今、委員がおっしゃったのは、大分議論の本質に入ってきたお話なので、ちょっと話させていただきたいのですが、先ほどは改築というお話で、皆さんにお話がありましたけれども、やはり改築だけでなく、改修ということも可能であるということ、やはりきちんとみんなの中で議論をしていかないといけないと思うんですね。今、委員がおっしゃったように、文化的な面というのは非常に重要だと思うんです。そういう側面もきちんと入れて議論していったらいかがかと思います。

それから、改築、改築とおっしゃっていますけれども、改修でも十分まだ使えるのではないかという部分もありますので、改修の方法論もやはりいろいろな観点から検討する必要がありますんじゃないかと思います。

【会長】 ただいまのようなご意見がございましたが、かなり核心に触れるような内容ですので、次回以降、積極的にこれらの問題についてご議論させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】 じゃあ、その次に移らせていただきます。

先ほど、スケジュールについてはご説明がございましたので、このスケジュールについてのご質問、ご意見を伺えますでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】 このスケジュールは、こういう20名の委員さんがお集まりになる会議のスケジュールでございますね。事務局に確認します。よろしゅうございますね。

【庁舎計画担当部長】 はい。

【委員】 20名の委員さんが、あれやこれやの議論を、この会、要するに5回なら5回やるということでもとまるのか、それとも別個に小委員会的なものを専門的にお持ちになって、そしてそこで議論したものをこの、いわゆる次回は12月11日、その日のときに報告という形で効率的に審議を進めていくのかどうなのか、その辺のところを確認したいと思います。いかがでしょうか。

というのは、委員さんが全部発言できる機会がないんじゃないかという。20名の委員さんがいらしたとき。

【会長】 事務局、いかがでしょうか。

【庁舎計画担当部長】 この後で、最後にご提案をさせていただこうと思っておりましたけれども、先にお話しさせていただきますが、やはりご発言が1人の方とか数人の方に偏ってしまうと、これはやはり皆さんのご意見を反映したことになりますので、できればA4判2枚程度に、もし発言が漏れてしまったとか、あるいはこのことを伝えたいと、こういうものがあれば、次回までに、私どものほうにファックスでもメールでも何でも結構でございますが、そういったことを送っていただきまして、それを次回の審議のときにご披露しながら議論を深めていくと、こんなことも検討しているところでございます。

【会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 要するに、文書提出と。それで意見聴取するという形態をとりたいということで、特に分散した小委員会的なものを持たないで、ここでまとめていっちゃうと、そういう意味ですね。

【庁舎計画担当部長】 はい。

【委員】 議論というのは、皆様の顔を見ながら、そして学者さんなら学者さんのご意見を入れながら、そして十分議論して、そして、こうあるべき姿が望ましいのではないかとすることができるので、文書だけ提出して、それがその人の意見だということだけで理解されることは不十分だと思います。

文書を出されることに僕は否定的じゃないんです。出す必要はあると思う。だけど、それだけで十分かということ、意見聴取になったというふうに私はとらえたくない。やはり、こういう一堂に会したという部分のところで議論した中で案が煮詰まって、いい討論がで

きるであろうと考えます。

以上です。

【庁舎計画担当部長】 おっしゃるとおりでございます。出していただくことイコール、そこで終わりではなくて、出していただいたもので、その中で皆様にもご披露して議論を深めていただくと、こういう形を考えているということでございまして、発言の機会がない方は、そのままいつもないというような状況は作りたくない、こういうことでございますので、必ず皆様方のご議論を深めていくために、そういうことをさせていただければということでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

【会長】 私も感想を言いますと、来年の8月まで10回という回数が非常に普通では考えられない多さなんですね。ですから、それを考えれば、かなりの内容が情報交換できるのではないかという感じがいたしますが、いかがでしょうか。

【委員】 会長に一任します。ただ、そういう意見もあったということ踏まえていただきたいと思います。

【会長】 わかりました。じゃあ、そういうことでよろしくどうぞお願いいたします。

【委員】 私は全く普通の区民で、主婦としてここに来させていただいたのですけれども、ある程度の下地の、さっきおっしゃいましたよね、改修と補修だ何とかなるんじゃないかとおっしゃって、いろいろこの資料を見せていただいても、ほんとうにその場所に行って、ほんとうにひどいねというのを見ていないじゃないですか。写真だけで。そういうの、例えば見学をしたりとか、それから、あとほかの区の庁舎、どういうものが建っていて、どういうふうにセキュリティができたりとか、そういう基本的なところの建物自体のこともちょっと知ってみたいと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

【庁舎計画担当課長】 後ほどご説明する予定だったのですけれども、次回、12月11日の審議会の際に、よろしければ、審議会を午後7時から予定していますが、それに先立ちまして現庁舎の見学会というのを実施したいと思います。これ、参加、全員必ずというのでは難しいと思っておりますけれども、参加できる方は、先にご説明してまいりますと、4時半ごろから予定していますので、ぜひ第一庁舎、第二庁舎等を、先ほどのスライドで指摘された点を中心に説明してまいりたいと思っております。そのご案内については、次回の開催通知と一緒に送らせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【会長】 よろしくどうぞ。

【委員】 日程をもう一度言ってください。

【庁舎計画担当課長】 12月11日、木曜日、午後7時からが本審議会でございます。それに先立ちまして、同じ日の午後4時半から見学会を実施したいと思います。集合場所は区役所第三庁舎3階のブライトホール、応接室を考えていますが、この点もご案内差し上げる予定でございます。

【会長】 ご意見ございませんでしょうか。

【委員】 ちょっといいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 この審議会は最終決定機関になるんですか。それとも、この後、ここで生まれたものを議会にかけるとか、そういったような方向に入っていくわけなんですか。いろいろな意見があるかと思うんですけれども、この20人の人たちの意見だけで進めていくっていうか、そういう方向で進めていくわけですか。

【会長】 事務局、お願いします。

【庁舎計画担当部長】 まず今回は、区長の諮問機関として諮問をさせていただきます。それで今回、答申をいただくという形になります。答申をいただきましたら、これについて区長は尊重されてまいります。それとあわせて、この審議会の答申だけではなくて、実際には区議会で、例えば改築するにせよ改修にしろ、議会の議決、予算は議決が必要になります。それから、契約につきましても、議会の議決が要ります。したがって、そういう意味で議会の議決なくして事業は進められません。

それから、区民の皆様のご意見も、この後、どんどんお聞きする機会を設けてまいりますので、そういった区民の皆様のご意見を把握しながら、そういったことを総合的に区長は勘案した上でご判断をされる、こういう形になるかと思えます。

したがって、審議会の答申だけでご判断をするという形にはならないと思えます。

【委員】 この会は最終決定機関ではないということですね。そういう解釈でいいわけですね。

【庁舎計画担当部長】 はい。おっしゃるとおりです。

【会長】 よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。本日は第1回目の審議会でございますので、先ほど事務局から委員紹介がございましたが、改めて委員の皆さんから自己紹介をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。若干ご意見も交えて自己紹介をいただければ大変

ありがたいと思うのでございますが。

では、こちらから。

【委員】 私は、祖父母の代からの世田谷区民でございまして、羽根木という住所ですけども。ですから、大変、区役所にもいろいろな思い出もありますけれども、住民としてとともに、私は建築計画という分野ですが高齢化している中で町とか住まいをどういうふうに考えていくかというようなところを研究といいたいまいしょうか、してまいりました。ですから、世田谷区のそういう面については30年ぐらいおつき合いがございまして。世田谷区はそういうまちづくり、住まいづくりの分野では、他に先駆けた評価される面をいろいろ持ってきたと思います。区庁舎、区民会館のこの真ん中に広場があるありようというのも、ほかの区や市などにも大変影響を与えたものだと思います。

ですから、参加している気持ちとしましては、これから何十年たっても、あのときいい判断をしたというふうに思えるようなものにしていきたいと思うのですけれども、先ほどの区からのご説明などを聞きますと、とても絞られた範囲でお考えになっているような印象を受けます。ここはぜひ衆知を集めて、もっといろいろなありようが考えられるので、皆様と一緒に、気持ちとしてはそういう文化を継承していくという価値観を強く持ちながら、これからの社会に対応するあり方を考えていきたいと思っております。

【会長】 どうもありがとうございました。

お願いいたします。時計回りに。

【委員】 首都大学東京ということですけども、4年前までは東京都立大学でした。91年に世田谷から今の八王子の南大沢に移っております。私は、都立大学に大学院からいましたので、世田谷区民というのは大学院の時代と、その後、そのまま大学に残ったものですから、助手の時代と、新婚の時代と、とって数えると、結構いたなという感じです。深沢とか、あるいは実はこの隣の若林に、結婚して2年余り住んでいました。それから神奈川のほうへ離れて、あとは世田谷で住んだことはございません。

そういう意味で、若林に住んでいるころは、このあたりは私の散歩コースだったものから、この区役所もそういう意味では私にとっては、世田谷というと最初に思い浮かぶイメージの一つなものですから、いろいろな面から新しい庁舎づくりを考えてみたいということが、お話があったときにお引き受けした一つの理由です。

私自身は、出身は建築なんですけれども、都市計画という分野でまちづくりとかをやってきました。特に、昭和51年に山形県の酒田市というところで大きな火事があった、酒

田市の中心市街地が一晩で焼け落ちてしまったのですけれども、たまたま焼け落ちた直後に現場につれていってもらったということが、防災ということでまちづくりとか都市づくりを考えるきっかけになりました。それ以来、都市計画とかまちづくりでも特に安全ということを中心に考えたいなということで、私自身も専門分野を防災まちづくりとか、あるいは都市防災計画という側面での都市研究を進めてきたつもりです。

今日のお話にもいろいろありましたが、防災の拠点としての区役所のあり方であるとか、あるいはこの建物自体の耐震性の問題とか、重々そういうことは承知した上で、さて次の子供たちとか孫たちにどのような世田谷のシンボルを残していけるのだろうか、そういう観点で、私も総合的にぜひ考えていくべきだろうと思っております。何らかの形で文化を継承したり、伝統を継承しながら、よりよい、そしてより安全で、多分21世紀には大きな地震が1つか2つ来ると思いますので、そのときに「ああ、やっぱり大丈夫だった」と言いながら、世田谷の歴史が継承できるような、そんな取り組みが今回できればと思っております。

よろしく申し上げます。

【会長】 どうもありがとうございます。

【委員】 私は今、世田谷区の環境審議委員をやらせていただいております。世田谷区、ご存じのとおり緑が多くて、人々が住みたい町のナンバーワンに挙げているところですが、基本的にはまだまだ緑が足りないといえますか、緑というよりも水と生き物が足りないという感じでございまして、過日、平成20年から平成29年までの緑の基本計画というのをつくってくれというご依頼を受けたのですけれども、やはり緑だけでは成り立たないということで、緑と水の基本計画という形に改めさせていただきまして、過日、区長のほうにご報告した次第です。

今の時代ですから、ご存じのとおり、環境問題というのは非常に重要です。世田谷区も農地がたくさんあって、農地を守らないと緑を守れないことはたしかなのですけれども、住む人たちが、やっぱりあそこの町に住みたいというのは、区の行政がしっかりしていることだとか、それから区民の意識が高いことだとか、もろもろ条件があると思います。そういう意味では、本庁というのは世田谷区のシンボルであり、環境面を含めて率先していくところであるということを考えますと、ある程度、先ほども出ましたように、10年たって、20年たって、世田谷区はなかなか環境で先進的なところだったんだなというようなことがわかるようなつくり方をぜひしてもらいたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございました。

【委員代理】 本日は署長が他の行事出席のため欠席ということで、代理出席させていただいております。

私も平成18年から世田谷署のほうにお世話になっておりまして、警備のほうで災害等の対策に当たっております。世田谷区の区内、それから署管内の安全・安心のために、治安維持のために今後とも一生懸命やっていきたいと思っております。

本日の会議の結果は署長のほうにそのまま報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

【会長】 お願いします。

【委員】 消防署の署長は管内に住めというふうなことで、下馬2丁目のほうに住んでおります。署長であると同時に世田谷区民ということでもありますので、両方の立場で、主に災害の活動拠点の機能の面から話をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

【会長】 お願いします。

【委員】 地域団体の東京商工会議所の世田谷支部の会長をしております。支部の会長はちょうど15年ほどやっておりますけれども、私の家は世田谷の、ちょうどここから歩いて10分ぐらいのところですけども、ボロ市通りの真ん中にありまして、代官屋敷でございます。約490年前から住んでおりますので、世田谷とは切っても切れないというか、すぐ裏がお寺でございますので、死んでも世田谷から離れられないと、そういう関係でございます。

私の家は、約270年前の建物でございますので、多分、世田谷の中で一番古いんじゃないかと思っております。木造でかやぶきでございますので、防災だとか火災だとかそういったもの、あるいは地震だとか、そういったものに非常に弱い。弱いんですが、いまだに残っておりますので、昔の建築というのは大したものだと、今さらながら思っております。

文化だ、歴史だとか、そういったものはやっぱり必要でございますし、この庁舎の文化といえますか、歴史というものを皆さんにもお知りになっていただいたほうがいいかなど。例えば、区民会館がございましたけれども、あそこは入りますと、今もあるかどうかわかりませんが、芹沢新平さんの胸像がございました。なにゆえあの方の胸像があるか。あそこは芹沢さんという方の土地だったんです。それを区のほうで分けていただいて区民会

館ができた。第二庁舎のところは、実はもともと私のもとの屋敷でございまして、昭和40年に入りましてから区のほうにお譲りをしたといいます。あそこにお稲荷さんがあったんですけれども、お稲荷さん守ってくださいということで、私のおやじの代でございまして、残念ながらそのお稲荷さんは区のほうでは守っていただけなくて、今、私の家のほうにありますけれども。

ここは世田谷のちょうど中心でございまして、歴史的にも世田谷城というのがございまして、城址公園というのが豪徳寺のこっち側にございましてけれども、この辺が世田谷の中心でございまして、そこから世田谷が広がっていった。そういう歴史的な背景がある、この地でございまして、やはりそういう意味で本庁舎がここにあるというのは一つの意義があるのではないかなと。建物の問題だけではなくて、そういった側面からもいろいろ、今後、将来にわたって世田谷区の本庁舎のあり方みたいなものを十分にご議論いただいて検討していったほうがいいのではないかと考えております。どうかよろしく願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございました。

【委員】 私は、高齢者クラブ連合会の会長を務めさせていただいております。

ものにはやはりある程度、耐用年数というものがあまして、区民会館にしましても、第一庁舎にしましても、ほんとうに段差だらけで、そして便所や何かも非常に使いにくいようなところにもあるというようなことで、これからは高齢化がどんどん進んでいきます。したがって、高齢者の役所の出入りが非常に激しくなってくるわけで、それでほんとうにひやひやしているのは、事故でもあったらどうということになるかなと思って、非常にそれが第一に心配なんです。

何といたしても、やはり安全第一ですから、改修とか改築、いろいろ言われておりますけれども、なまじ手直しをしてもお金がかかるばかりで、1軒の住宅にしてもそうだと思うんですが、下手な修理をするよりか建てかえちゃったほうが安いと。しかも安全だというようなことで、自由に設計もできるというようなことで、いろいろ含めると、これは私の考えでは、やはり改築の方向が一番いいのではないかなと。とにかく高齢者はこれから非常に役所利用が多くなっていくというようなことから、特にそういうことに対してお願いができればなど、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございます。

【委員】 私、障害者団体の、今、世田谷区内に約4,000名いる、その会の会長の仕

事をやっているのですが、今おっしゃられたように高齢者と障害者が使いやすいような建物、一言で言いますとユニバーサルデザインという言葉が今、歩きだしています。バリアフリーという問題もありました。これからそういった面でいろいろとこういったようなところでご意見を出して、それなりに、今、委員がおっしゃったのと同じように、障害者も扱いやすいというか、じゃあ、つくりかえたらいいんじゃないかと、一言で言えばそういうことなのですが、先ほど来、このいい世田谷にある歴史がなくなるという部分もあるかと思えます。ですから、その辺も議論しながら、予算だけではなくて、やはり今後そういった面を見てもらいたいと。

これは障害者の代表として、特に声を大きくして言いたいのですが、つくるのであれば、これからの我々の代ではなくて、50年先の、ユニバーサルデザインの施されたような、そういったものをつくって。ただ大きいものをつくって、どこかの区じゃないですが、あんなばかでかいものをつくるっていうんじゃないかということも言えると思うんですよね。だけど、世田谷のほうが人口的には多いわけです。今現在も、やってできない状態ではないということもひとつ頭に置いておいてもらいたいということなんです。古いものもそうですけど、今現在、使えないものかどうかという、その議論。いや、もうだめだから新しいものをつくろうという議論と、ちょっと議論の接点が違うかと思うんですよね。どうせこれからつくるんでしたら、ユニバーサルデザインの、そういったようなものをつくり建設すべきかなと、こういうふうな意見でいます。

ひとつ今後とも、その辺も議論の中に入れてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】 ぜひそうしたいと思います。

【委員】 世田谷地域町連をあずかっております。私は世田谷で生まれて80年を過ぎておりまして、世田谷以外よくわからないのですが、昭和58年から20年間、区議会を務めさせていただきましたので、この建物に対しては大変愛着を持っています。皆さんあまりごらんになっていないかもしれないのですが、この第一庁舎の一番地下のほうに行きますと、ロッカーとかたくさんあったり、ごみがたくさん出ていて、ああ、これでもういいのかなと思っていずれ直すときが来れば、時期が来ればやらなければいけないんじゃないかなという形で20年間務めさせていただきましたけれども、やはりいずれやらなければならぬものでしたら、私は、何とかこの際やったほうがいいんじゃないかなと思います。

【会長】 どうもありがとうございます。

【委員】 北沢地域でございます。

建物を建てかえるということは、確かに大変なんですね。私は、下北沢なんですが、必ず建てかえるときにはご相談に来るんですね。うちはこういうのを建てたいと。お父さんはこういうものを建てたい、嫁さんはこういうもの、息子はこうだとか。考えてみると、やっぱりそういう議論をして、こうと。で、建ってみて、やっぱりみんなで議論し合っ立派な家ができて、初めて「よかった」と。2年、3年、建てるまで議論してますが、やっぱり議論をするということは確かにいいことなんです。よろしく願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございます。

【委員】 今日は第1回目ということで、先ほどお話がありましたけれども、何かやっぱり言わないとまずいんですか。まことに申しわけないんですけども。

【会長】 自己紹介をして、何かお話をするようなことがあればで、なければ結構です。

【委員】 今日はね、朝からいろいろな会議があって、この次までには勉強をしてまいりますから、そのとき言いますので。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

【会長】 わかりました。

【委員】 それでは、私は一言言わせていただきたいのですが、要するに、何十年か、この建物は建っているわけですね。その当時は斬新な建物だったと思いますよ。今は最低の建物ですからね。そういう、要するに、その当時のやりはやりを建ててはいけないと思うんですよ。まず最初に耐震を考えて建てるべきだと思います。ですから、若い図案を描く方も協力してやらなければならないと思うのですが、特に若い製図を描くような方々には、僕は、障害者の疑似体験をしてもらってね、年寄りほどどれだけ苦しいんだと。階段一つ上がるにも。そういう経験をさせて、頭に入れて設計をしてほしいなと思うんですよね。

僕も、この庁舎に初めて来たとき、トイレに行くのに階段を利用しますね。若いときは「おっ」と思いました。今は「何だ、この邪魔なものづくりやがって」という感覚ですよ。それだけ時代と、人間も年をくってくと変わってきますけれども、何においても人間に優しい建物をつくってほしいというのが僕の希望です。

以上です。

【会長】 わかりました。どうもありがとうございました。

【委員】 私は、烏山地域でございます。烏山地域は、世田谷区の端にあるんですけれ

ども、やっぱり世田谷というと、烏山で見ても、この地を、ここの場所をいつもイメージするんですよ。この場所が改築ということになると、建築の場所の話も最初からなさるんでしょう。そこから検討していくわけでしょうか。場所についてはここに確定するという事で、そういうふうにしたいかどうかということも議論するんでしょうか、わかりませんが、場所についてはやっぱり、ここは世田谷の中心の場所ということで、絶対ここにしていきたいと思うんです。

それともう一つは、私、考えているのは、建築というのは丈夫であれば、もちろんこれから震災が予定されているわけですから、耐震性はなきゃいけないんです。建物はそのときの生活環境が絶えず変わってきますので、しっかりと時代の環境に対応するようなものをつくっていかねばいけない、そういうふうな感じがするんですね。

そうすると、外だけ改修ではもうちょっと追いつけないほど時代の進歩というか、IT化は進むし、何は進むししていますので、その点はやっぱり改築はどうしても当然必要だと思います。絶えず設備でも何でも、やはりそれなりに、例えば必ず50年で建てかえるんだということじゃなくて、あるいは、今つくったもの、100年も200年ももたせたいわけですけども、そういうふうに対応する世代、今では人間の臓器さえ臓器移植する時代ですから、中がいつも時代に対応できるようなことを考えた、生活様式が変わっていった、いろいろな文化が変わっていったでも対応できるようなスペースを十分持った建物、先を見越した建物というのをつくっておくべきだという感じはしております。

だから、改築はやむを得ないだろうと、こんなふうには考えておりますけれども。以上です。

【会長】 どうもありがとうございました。

【委員】 世田谷の上用賀に生まれ育って七十数年おります。純粋な世田谷区民であります。

先ほどもちょっと発言しましたが、今回のこの審議会の基本姿勢というのですが、やはり区の総合的な行政施策の中でどうあるべきかという判断をしていく必要があるだろうということをまず考えて、要するに視点が改築だけで絞っていくと課題が残るだろうというふうに思うので、この辺のところを基本的に考えていくべきである。

4つぐらいの意見を申し上げます。もう先ほどから、委員さんから非常に貴重なご意見が出ました。ダブりますけれども少し言いますと、1つ目は、今、経済的、社会的に課題が多いこの時期、改築の方向で結論を急ぐ理由は何だろうかということ少し議論してい

ただけたらどうだろうと。それから、改修と改築の比較検討、先ほど資料がありましたけれども、この辺のところも再度、各委員さんと共通理解をしたい。区民にとって必要な、いい結論が出ればありがたい。

それから、長期的な視点から、本庁舎の現在の位置はほんとうに妥当だろうか。先生方の意見もありましたけれども、文化的に世田谷の中心であるとおっしゃったけれども、ほかはないだろうかということも、ひとつ白紙になって本庁舎の位置を考えたらどうだというふうに思います。

それから、もう一つは、行政優先順位を再検討して、皆さんもおっしゃいましたけれども、地方における箱もの行政で随分失敗しているところがあります。そういう失敗例を教訓にして、この審議会は討論をしていく必要があるだろうと。したがって、大規模でシンボリックデザイン重視より、バリアフリーとか耐震構造など、機能性を重視した、職員が快適に働ける建物であってほしいということを私は考えていきたい。

それから、最後に、区民が主人公のこの本庁舎にとって、来庁者にとって快適な空間と相互交流のコミュニケーションが図られる魅力的な施設を計画したいものだというふうに、まとめて言うとそういうことです。

広げて言えばいろいろありますが、以上、私のかいつまんだ意見でございます。よろしくお願いたします。

【会長】 どうもありがとうございました。幅広いご意見をありがとうございました。

【委員】 私が今回応募をしたと思ったのは、高校が都立桜町高校で、卒業式が世田谷区民会館であったんですね。その後、ちょっと大阪万博で仕事をしていまして、そのときに鉄鋼館という建物でしていました。いずれも前川國男さんの設計されたもので、特に建物がどうということではないのですが、やっぱり自分の節目で、万博はちょっと短かったのですけれども、卒業式もほんとにわずかな時間ですが、何か自分の記憶の中にたまたま前川さんが設計された建物というのがいつも中であって、今回、この記事を見たときに思い立って応募しました。

今、委員がおっしゃっていたのが、私がそのとき書いた内容に結構重なっていたので、すごく安心したのですけれども、私自身、区のいろいろな催し物というのをほとんど知らないし、今までほとんど興味がないと言うとすごくいけないのですけれども、割と無頓着でいたのですが、年齢的にも余裕が出てきたというのもあって、今回こういうことに参加してみようかなと思いました。

そのときにいろいろ書いた中で、改築とか改修とか、もちろんそういうことが最終的には決まるんだと思うのですけれども、いずれにしても、私も、やっぱり箱ものをつくるのではなくて、ほんとうにもしも今必要だったら、やっぱり新しく建てなければいけないだろうと。ただ、それは立派なシンボルとかそういうものではなくて、区民の方が集まりやすく、ほかの人たちにも自慢ができて、なおかつ、私はやっぱり中で働く人たちも気持ちよく働けるっていう、いろいろな意味で開かれたものにできないかということが一番大きいんじゃないかなと思ったんですね。それは、でも、できればほんとうはすごく立派なものを建てなくて、もしも今のもので何か変わることができるんだったら、というのも10分の1ぐらいはあるんですけれども、新しくしなければならぬとしたら、やっぱりそういうことを考えてほしいと。

ただ、新しくするときには、やっぱり先を見据えなければいけないし、今までの反省も考えなければいけないということを考えると、世田谷区の区政というか、全体を考えてやらなければいけないんじゃないかなと思います。

先ほどから、何か私、こういうお役所言葉というか、すごく難しくて、来月まで一生懸命これを自分の体にあれしてこなきゃいけないんじゃないかなと思っていました。「本庁舎等」というのがどこまで入るかとかおっしゃっていましたが、私はやっぱり、もちろん本庁舎を考えるんだけど、世田谷区の全体の行政というか、そういうことの中で考えて出てくる本庁舎というか、そういうことじゃないといけないんじゃないかというのは、今回ずっと思っていることです。ついていけるかどうかというのも、言葉とかですごく今日は緊張しちゃったんですけれども、何しろ、10回ですごく、私は短いとは思いますが、その中でほんとうに、後で振り返ってみてよかったと言えるようなものにできるように、微力ながら協力させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【会長】 どうもありがとうございます。

【委員】 私は、初めから速やかに建てかえていただきたいという意見を持って参加したんですね。こう見たら、私と同じような年代の方がいなくて、皆さん、年配で経験者なのでわかりませんが、まず何かがあってからでは遅いんですよね。防災でも防犯でも何でも、活動するのは今の若い、我々の年代が活動しやすいような庁舎にしてほしい。神社仏閣とか、そういうのだったらいいですけれども、中心となる庁舎というのは、まず微動だにもしない安全性、安心できる建物でなければ、信頼がなかなかできないと思うん

ですよね。

どなたが考えても利便性に富んでいるという役所ではないと思うんですよね。思い出云々と言いますが、建てれば、これから育ってくる人は、その庁舎がまた思い出になるんです。

そういう観念でもう少し勉強したいと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございました。

【委員】 私は、22歳のときに世田谷に引っ越してきました、それ以来、砧のほうで約40年近く生活をしております。

私は、経堂の駅から3分ぐらいのところで建築の設計事務所をやっておりまして、この問題を広報で見たときに、既に前川先生の作品であるということは知っておりましたので、それが改築されてしまうということを聞いて非常にびっくりしました。それで、自分が建築の世界で働いていることも含めて、また、世田谷の住民であるということで、何とかそれを使い続けることができないのかと。といいますのは、なぜ、使い続けることができないのかと考えましたのは、今、非常に近代建築がどんどん壊されて、至るところでいろいろな問題、反対運動とか、残せとか、保存とか、いろいろな問題がこの国で起きているわけですね。

なぜ近代建築がどんどん壊されていってしまうのか。それは耐震性の問題、先ほどおっしゃったようにバリアフリーの問題、使いづらさということも当然起きてくると思います。といいますのは、50年間使っていれば、人間でもどこかがたが来ます。建物というのは、使い続けることによって、その町の歴史とかいろいろなものを継承している貴重な空間の財産なんです。区民の。特に、この区民会館は、前川先生がシティホールとして設計して、区民がいかに気安く庁舎に来て、そこでみんなでいろいろなことが語られたり、文化的な事業が行われたり、お祭りが行われたり、音楽が行われたりというシティホールとして庁舎というのはあるべきだという、基本的な理念を持ってコンペで勝ち取った仕事なんですね。

私は、まだまだ今の建築技術をもってして、その改修ということを皆様の中で議論を深めてやっていけば、耐震性も耐久性も高めることができていると思うんです。耐久性を高めるというのは、構造強度を高めるということではなくて、長持ちさせる技術というのはあると思っています。ですから、その辺をぜひ今の技術、それとこれからの世田谷区、どういう形で世田谷区というのは大きな総合的な行政を含めてまちづくりをしていくかと

いう観点に立って、皆さんでほんとうに世田谷哲学みたいなものをつくってほしいと思っております。

これからは哲学の時代だと思っています。一人一人がきちんと時代の環境なりそういうもの、それから時代の流れ。今まさにエコの時代に入ってきています。そのエコに対して区としてはどういう行政をやっていくのか、どう区民にそういうことを知らしめていくのかということが非常に重要になると思います。それは庁舎という問題をまずとらえて、しっかりとした議論を区民に伝えるべきだと私は思っております。

そういう意味で、公募して皆さんの中に参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

【会長】 お願いいたします。

【委員】 多分、この中で私が一番若いのではないかと思うんですけども、皆さんがおっしゃっているのは、前川何とかさんでしたか。

【委員】 國男さん。

【委員】 知らないんですね、はっきり言って。知らないし、新しい庁舎にして、私の子供たちに、その新しい庁舎でもって違うコミュニケーションをとってもらいたいというのが、まず一つなんですね、私は。

今、役所の方たち、この間、ちらっと見た限りでも、大変な劣悪な環境でもってお仕事をなさっているみたいなんですね。そうすると、やっぱり事務効率とかも落ちるわけですよ、実際問題として。暑かったり寒かったり、もう大変な思いをしていらっしゃると思うんです。やっぱり人間がその空間の中で働くというのは、快適な空間の中でいい仕事ができるわけじゃないですか。

だから、私は、やっぱり新庁舎にして、立派なものじゃなくてもいいと思うんです。ただバリアフリーで、みんなが集まる、コミュニケーションがとれる、いい庁舎をつくってもらいたいなと思って、応募して、ここに参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

【会長】 どうもありがとうございました。

以上で自己紹介を終わります。

この段階で、時間がもう予定より過ぎてしまいましたが、何かご意見がありますか。

それでは、次回の日程について、ちょっとご説明してください。

【庁舎計画担当課長】 先ほど、次回の日程についてはご説明させていただきましたが、

12月11日、木曜日ですので、よろしくお願いします。改めてご案内のほうは差し上げます。

その他、ちょっと事務局のほうからご連絡がありますので、よろしくお願いします。

【事務局】 [事務局から事務連絡]

【会長】 最後に、本日の審議会議事録の署名をいただく委員を私のほかに、宇田川委員にお願いいたしたいと思いますが、後日、事務局で議事録作成されますので、その際、内容を確認されてご署名をお願いいたします。よろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【会長】 なお、今後出席される委員さんの中から署名をいただく委員を毎回、順に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

— 了 —